

第 196 回国会における党首討論

— 討議概要と運営の課題 —

早坂 悠希

(企画調整室)

《要旨》

第 196 回国会において、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）が 2 回開催された。党首討論は、国会審議の活性化を図る国会改革の一環として平成 12 年の常会から導入され、内閣の基本政策や国民的関心が高い重要テーマについて、内閣総理大臣と野党党首が 1 対 1 で直接討議を行うものである。今次国会における党首討論は、久々に開催されたことや与野党から党首討論の在り方を問う発言が相次いだことから注目が集まり、その運営についても関心が寄せられた。

党首討論の開会回数は制度導入以降漸減しており、近年では年間に 2 回程度の開催にとどまっている。制度のモデルである英国議会の「クエスチョンタイム」は二大政党制を前提としており、党首討論の現在の運営は、現状の日本に適さないとの指摘もある。開会回数の増加を積極的に目指すことで、諸課題が改善へと向かう可能性が広がるであろう。今後、党首討論がより国民の期待に応える討議の場となることを期待したい。

1. はじめに

第 196 回国会（常会）中の平成 30 年 5 月 30 日、党首討論が平成 28 年 12 月 7 日（第 192 回国会（臨時会））以来約 1 年半ぶりに開会された。続いて 6 月 27 日、会期の延長もあり同国会 2 回目の開会が実現した。党首討論は、衆参両院それぞれに設置されている国家基本政策委員会が合同審査会を開会し、内閣総理大臣（以下「総理」という。）と衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派¹の党首²が、直接対面方式で討議を行うものである。国会審議の活性化を目指す国会改革の一環として平成 12 年の第 147 回国会（常会）から導入され、内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについ

¹ 本稿では、衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派を、以下、便宜上「野党」又は「野党会派」という。

² 前掲脚注 1 の会派党首を、以下、便宜上「野党党首」という。

て、国会議員同士が真摯かつ明解な議論を展開することが期待されている。

本稿では、第 196 回国会において行われた 2 回の党首討論の討議の概要を紹介した上、その一層の活性化に向けて、若干の考察を行いたい。

2. 討議の概要

第 1 回討議（5 月 30 日）³の討議者は、安倍晋三総理と、枝野幸男立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党共同代表、志位和夫日本共産党幹部会委員長及び片山虎之助日本維新の会共同代表である。第 2 回討議（6 月 27 日）⁴は、国民民主党から大塚耕平共同代表、第 1 回討議を辞退した無所属の会から岡田克也代表が討議に立ち、立憲民主党、日本共産党、日本維新の会の討議者は第 1 回討議と同者であった。

（1）立憲民主党 枝野幸男代表（配分時間：第 1 回 19 分、第 2 回 15 分）

第 1 回討議において、枝野代表は、森友学園及び加計学園をめぐる問題を取り上げた。

まず、森友学園への国有地払下げについて、総理や総理夫人の一切の関与を否定する昨年⁵の答弁⁵と、金品の授受や贈収賄には関わっていないと限定を付すような最近の答弁⁶では、総理の進退を判断するとして「関与の有無」の前提条件が異なる旨指摘した。さらに、総理夫人が本件に影響を与えたと疑われる記録が財務省に存在することを挙げ、総理夫人が影響を与えていなかったとする立証責任は総理側にある旨主張した。総理は、自身の答弁は一貫している旨説明した上で、森友学園に係る問題の本質は国有地払下げ額の値引き理由と小学校として認可された理由であり、当該値引き理由について、現在財務省において調査し、検察当局によって調べがなされている旨述べた。

次いで、枝野代表は、獣医学部新設に関して加計学園から発表されたコメント⁷を受け、加計学園が物事をうまく運ぶために総理の名前を利用したことが事実であるなら、総理は同学園に対し確たる説明を求めるべきである旨主張した。総理は、当該コメントに政府としてコメントする立場にない旨、加計学園側との間で訴訟になれば時間がかかり、自身の感情のために総理の職務上の時間を費やすべきではない旨説明した。

第 2 回討議においては、まず、消費増税について、2019 年 10 月の予定どおりの実施には、国民の理解や政治に対する強い信頼感が欠かせない中、自民党が提起した参議院議員

³ 第 196 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号（平 30. 5. 30）

⁴ 第 196 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 2 号（平 30. 6. 27）

⁵ 「私も妻も一切、この認可にもあるいは国有地の払い下げにも関係ないわけでありまして、（中略）私や妻が関係していたということになれば、（中略）間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということにははっきりと申し上げておきたい。」（第 193 回国会衆議院予算委員会会議録第 12 号（その 1）37 頁（平 29. 2. 17））

⁶ 「不正はしていないということにははっきりと申し上げておきたい（中略）。不正というのは、例えば金品を授受をして（中略）、行政にこれはこういうふうに変えろと、こういうことであります。これがまさに今まで政治の世界においては（中略）贈収賄として問題になってきたところでもあります。それでは全くないということは申し上げておきたいと。そして、そういう私は文脈の中において、一切関わっていないということをお願いしているわけでございます。」（第 196 回国会参議院予算委員会会議録第 19 号 6 頁（平 30. 5. 28））

⁷ 平成 30 年 5 月 26 日、加計学園から「実際にはなかった総理と理事長の面会を引き合いに出し、県と市に誤った情報を与えてしまった」旨コメントが発表された（「加計「県市に誤情報」『朝日新聞』（平 30. 5. 27））。

定数の6増を含む選挙制度改革案⁸について、国民の理解を得られると考えるか、総理に問うた。総理は、一票の格差是正要請と各県一人の代表が必要との声を受け、この二つを解決する責任を果たすため、批判があるのを覚悟で法律案を提出した旨説明した。

続いて枝野代表は、森友学園及び加計学園をめぐる問題点を列挙し、一連の問題は行政の公平性、廉潔性を損ねる問題であり、放置すればモラルハザードを招く社会と国家の危機であるとして、真相の徹底究明が必要である旨主張した。

(2) 国民民主党 玉木雄一郎共同代表 (第1回：配分時間 15分)

大塚耕平共同代表 (第2回：配分時間 13分)

第1回討議では、玉木共同代表が米国の貿易政策と日露外交交渉について取り上げた。

米国大統領が自動車や自動車部品(以下「自動車等」という。)を対象に通商拡大法第232条⁹に基づく調査を米国商務省に指示し、同調査の結果、米国に輸入される自動車等が米国の安全保障上の脅威とされれば、現行の10倍の関税を課す方針が示されたことについて、玉木共同代表は、既に輸入制限措置がなされている鉄鋼、アルミニウムについて、日本はWTO協定に基づいて対抗措置を講じるべきだと主張し、米国に対する総理の確固たる姿勢を求めた。総理は、米国の輸入制限措置について、直ちに対応すると不利に働くこともあるため、しっかりと構えながら対応することが大切である旨説明した。こうした米国の措置が今後自動車等へ拡大する懸念については、未措置であるものに対し予断を持って答えることは差し控えたいとしながらも、同盟国の日本にそうした措置を課すことは極めて理解し難く、受け入れることはできない旨見解を示した。また、米国と様々な連携を取っている旨、米国大統領に日本の自動車産業が米国経済に大きな貢献をしていることを伝えている旨説明した。さらに、WTO体制を守っていく先頭に立つべきは日本であり、WTOの制度上の対応についても各業界とも連携を取りながら議論している旨述べた。

続いて、玉木共同代表は、日露の領土交渉において露大統領の一番の懸念である北方四島返還後の島の扱いについて方向性を出さなければ、共同経済活動¹⁰でロシア側と信頼関係を醸成しても本質的解決にはならないとし、米国大統領から返還後の島に日米安全保障条約第6条¹¹に基づく施設、基地は置かないとの確約を取れば、日露交渉は進展するのではないかと提案した。総理は、平和条約交渉の中身については、安全保障に関わることであ

⁸ 「公職選挙法の一部を改正する法律案(参法17号)」(平成30年6月14日、橋本聖子君外11名提出)

⁹ 「ある商品が米国の安全を害するほど多量にまたは安全を害するような状態で輸入されている場合は、大統領は、緊急計画局の調査に基づいて、輸入制限等の措置をとることができることになっている。」(外務省「わが外交の近況」(昭和42年12月)<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1967/s42-4-2-001.htm>>(平30.7.9最終アクセス))

¹⁰ 「平成28年12月の日露首脳会談(山口県・東京都)において、「漁業、海面養殖、観光、医療、環境その他の分野」を対象とした、平和条約締結交渉に関する日露の立場を害さない「特別な制度」の下での北方四島における共同経済活動の協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとの相互理解に達し、両国間で協議が進められている。(北海道庁HP「北方四島における共同経済活動」<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrn/kyoudoukeizaikatsudou.htm>>(平30.7.9最終アクセス))

¹¹ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(以下、省略。)

り、最後の時点に至るまで明らかにできない旨、交渉に臨む日本の戦略についても今の段階でオープンにできない旨説明した。

第2回討議では、大塚共同代表が「骨太の方針」¹²で示された「新たな外国人材の受入れ」と財政再建について取り上げた。

まず、大塚共同代表は、新たな外国人材受入れは、2019年4月に就労目的の在留資格を設けるといふ政策の大転換であり、移民政策だと表現する専門家もいる中、拙速感が否めない旨、外国人労働者の増加による国内労働者への影響、社会保障制度に与える影響を検討し、国会審議をしっかりとした上で踏み切るべきである旨主張した。総理は、就労を目的とした在留資格の新設は移民政策に当たらないとし、実際に人手不足が生じている中で、現在働いている労働者の職業確保に影響はなく、その賃金にも影響がないようにしていく旨説明し、適切な国会審議を経た上で結論を得たいとした。

次いで、大塚共同代表は、プライマリーバランス黒字化目標を5年先送りする政府方針について、5年間のアベノミクスは財政健全化に全く寄与しなかったと受け止めざるを得ない旨述べ、1997年に制定された財政構造改革法¹³のような法的対応について総理の見解を質した。総理は法的対応については触れず、増加している家計の金融資産が消費に転じて好循環を生み、デフレから完全脱却し、税収を増やしつつ、財政再建を行っていききたい旨述べた。

(3) 日本共産党 志位和夫幹部会委員長（配分時間：第1回6分、第2回6分）

志位委員長は、両討議とも、森友学園及び加計学園をめぐる問題を取り上げた。

第1回討議では、官僚の公文書改ざん、隠蔽、破棄、虚偽答弁といった行為が安倍政権のもとで発生した理由は、総理の国会答弁¹⁴を受け、官僚が総理を守るため、当該答弁と整合性を取るために行ったとしか説明がつかない旨見解を述べ、総理の辞職を求めた。総理は、一連の公文書問題について行政の長として最終的な責任は総理たる自分にあり、再発防止のため組織を立て直し、公文書ルールについても適切に対応したい旨述べた。

第2回討議では、加計学園理事長の記者会見¹⁵を受け、加計学園に総理の名前が利用され、国家戦略特区への獣医学部新設の認可が進められただけでなく、愛媛県と今治市の加計学園への補助金が増額されたことは、民主主義国家では絶対に許されないこととして、加計学園理事長の国会招致を求めた。総理は、愛媛県、今治市の補助金について自身はあずかり知らぬことである旨述べた。

(4) 日本維新の会 片山虎之助共同代表（配分時間：第1回5分、第2回5分）

第1回討議で、片山共同代表は内閣人事局について、官僚主導から政治主導への方向

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太の方針) (平成30年6月15日閣議決定)

¹³ 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)

¹⁴ 前掲脚注5及び第193回国会参議院予算委員会会議録第11号45頁(平29.3.13)

¹⁵ 平成30年6月19日、加計学園理事長が前掲脚注7のコメント内容が事実であるとして謝罪し、総理との当該面会を否定する会見を行った(「加計氏、従来説明に終始」『日本経済新聞』(平30.6.20))。

性は評価できるが、運用によっては官邸独裁、官僚の萎縮を招く等の問題が起こるため、若干の制度修正を検討するよう提案した。総理は、内閣人事局の制度趣旨は政治主導の明確化である旨、権限行使については基本的に省庁に事前相談しているが、偏りがないう判断していくことが大切である旨見解を述べた。

第2回討議では、参議院議員定数6増を含む選挙制度改革の法律案¹⁶が国会に提出されたことに苦言を呈し、議員定数増を伴わずに一票の格差を是正すべき旨訴えた。総理は、一票の格差是正と各県一人の代表選出の両要請を満たす責任から、批判覚悟で同法律案を提出した旨の説明を繰り返した。

(5) 無所属の会 岡田克也代表（配分時間：第2回6分）

岡田代表は、森友学園に関する公文書の改ざん、隠蔽、破棄、国会での官僚の虚偽答弁等、民主主義の根幹に関わる問題を引き起こした総理には、「行政の長」として以上に、当事者としての責任がある旨主張した。総理は、公文書の改ざんを自身が行ったわけではなく、官僚に指示をしていないことも証人喚問¹⁷で明らかになっており、自身が関与していないことは財務省調査¹⁸でも明らかになっている旨説明した。

3. 党首討論の運営について

討議中、片山日本維新の会共同代表から、党首討論の制度を本気で育てるのなら、在り方や開催決定の仕方、時間その他本気で考えなければならない旨発言があったが¹⁹、他の野党党首からも、討議後、運営改革の必要性を指摘する声が上がった旨の報道がある²⁰。党首討論翌日の新聞各紙の社説等においても、その在り方を問うものが多く見られ、政策論議を深める場とするべく改革が必要である旨の主張が並んだ²¹。第1回討議後に枝野立憲民主党代表が「党首討論という制度はほとんど歴史的意味は終えた」と発言²²したことを受け、安倍総理が第2回討議の中で「本当に歴史的な使命が終わってしまったと思った」旨発言²³したが、総理、枝野代表とも、党首討論の現状を問題視する文脈での発言と思われる。与党議員から党首討論の改革案を提案する動きもあり²⁴、党首討論に対しては、制度の否定ではなく、その役割への期待から改革を求める声が多数を占める。

では、どのような運営改革が党首討論の活性化に資するのか、現在の運営と開会実績を確認しつつ、考察したい。

党首討論の運営については、国家基本政策委員会両院合同幹事会において申合せがなさ

¹⁶ 前掲脚注8

¹⁷ 第196回国会衆議院予算委員会議録第20号2頁（平成30.3.27）、第196回国会参議院予算委員会議録第14号（平成30.3.27）

¹⁸ 財務省「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（平成30年6月4日）

¹⁹ 第196回国会国家基本政策委員会合同審査会議録第2号6頁（平30.6.27）

²⁰ 「丁々発止遠い夢」『毎日新聞』（平30.5.31）、「党首討論足りない時間」『読売新聞』（平30.6.28）ほか。

²¹ 『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』、『産経新聞』、『日本経済新聞』、『東京新聞』社説等（いずれも平30.5.31）、『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』社説等（いずれも平30.6.28）

²² 「丁々発止遠い夢」『毎日新聞』（平30.5.31）

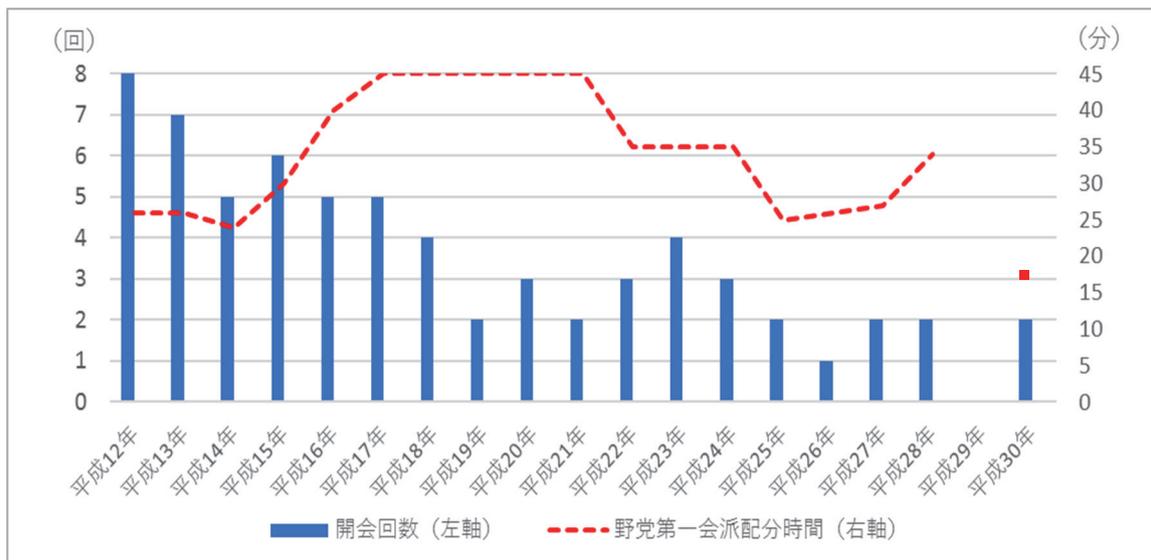
²³ 第196回国会国家基本政策合同審査会議録第2号4頁（平30.6.27）

²⁴ 「国会、政策議論重視を」『日本経済新聞』、「小泉氏ら国会改革提言」『読売新聞』（いずれも平30.6.28）

れており、開催日時について、「(国会の) 会期中、週 1 回 45 分間、水曜日午後 3 時から開会する。ただし、総理が衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には開会しない。また、閉会中には開会しない」旨合意されている²⁵。しかし、従来から開会回数の増加や討論時間の拡大を求める声が少なくない²⁶。そもそも、党首討論のモデルである英国議会の「クエスチョンタイム」は二大政党制を前提に定期開催しており²⁷、日本の与野党の状況によっては、制度上適さない面がある旨の指摘もある²⁸。

実際、党首討論の開会回数は漸減している(図表 1 参照)。制度導入から 3 年後には「申合せ」が見直され²⁹、当初 40 分間とされていた開催時間を 45 分間に変更するとともに、与野党とも誠意を持って開会回数が増えるよう努力することが合意されたが、開会回数の増加にはつながっていない。ここ数年は一国会に 1、2 回、年間でも 3 回に満たない状況が続いており、平成 29 年は制度導入後初めて一度も開会されなかった。

図表 1 党首討論の開会回数



(注 1) 平成 30 年の開会回数は第 196 回(常会)までの集計。

(注 2) 野党第一会派(脚注 30 参照)の配分時間は、各年の初回開会日の配分を表している。

(出所) 筆者作成

制度導入当初は、前述の開催日に関する申合せ事項によって党首討論の開会可能な日程が制約され開会回数が制限されたとする指摘もあったが³⁰、これまでの開会実績によれば、

²⁵ 「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ(平成 12 年 2 月 16 日)」(以下「申合せ」という)。ただし、「申合せ」では開催時間を 40 分間とした。現在の 45 分間に変更されたのは、平成 15 年に「申合せ」を見直した際である(脚注 29 参照)。

²⁶ 「党首討論 今年ゼロ」『毎日新聞』(平 29. 12. 8)、「党首討論 野党に慎重論」『朝日新聞』(平 30. 5. 17)

²⁷ 英国議会の「クエスチョンタイム」は、会期中の毎週水曜日、正午から 30 分間行われる。

²⁸ 「社説」『読売新聞』、「党首討論外交素通り」『日本経済新聞』、「社説」及び「野党細分化質疑短く」『東京新聞』(いずれも平 30. 5. 31)

²⁹ 「国家基本政策委員会の見直し(平成 15 年 2 月 7 日)」(以下「見直し」という。)

³⁰ 稲熊利和、伊田賢司「党首討論における論議と今後の課題」『立法と調査』No. 219(平 12. 9) 18 頁

与野党の合意等により、全 66 回のうち 41 回において、総理は同じ週に本会議や委員会に出席している。よって、この開催日に係る申合せが党首討論開会の実質的制約となっているとは言い切れない。

他方、討論時間について見ると、現状、野党第一会派³¹の配分時間の減少が顕著である（次頁図表 2 参照）。総理の発言時間を含めた 45 分間を野党会派間で配分する³²ため、野党会派数が増えれば各党首の討論時間は減る可能性が高い。今次国会では第 1 回が 4 会派、第 2 回は過去最多の 5 会派が討議を行い、配分時間は最長会派であっても、それぞれ 19 分、15 分であった。野党第一会派の配分時間が 20 分を下回ったのは初例であり、この短時間で討議内容を充実させるのは困難との指摘も多い³³。

この点、「申合せ」及び「見直し」では、配分時間については野党間で調整することとされており、野党間の協議次第で、工夫の余地があると言えよう。実際、野党第一会派が他の野党会派に自身の配分時間を数分譲ったり、欠席会派の配分時間を他の会派に再配分したり、1 回の討議を辞退し他会派に配分時間を譲った上で次回に前回譲った分を取り戻して 2 回分の討議時間を確保するなど、配分時間の調整を行った例がある。こうした事例を踏まえれば、野党間での配分時間の調整は、各会派が十分な討議時間を確保するための一つの選択肢となろう。ただし、こうした調整協議は、党首討論が定期開催される前提があればこそ実現可能性が高まるものであり、現在の開会状況では有効な選択肢として考えづらい。したがって、各野党会派が十分な討議時間を確保できるべく検討するに当たり、差し当たり開催時間（45 分）の拡大が困難であるなら、開催回数の増加を図るだけでも改善の途へ進める可能性があると思われる。

とはいえ、十分な討議時間が確保できるような改革がなされれば、党首討論の開会回数は即座に増加へ向かうのであろうか。これまでの実績を見ると、配分時間の増減と開会回数には完全に相関関係があるとは言い切れない（前頁図表 1 参照）。開会回数を増やし、党首討論の活性化を図るためには、制度導入当初の申合せに立ち返り、まず週 1 回の定期開催を原則とする運営を、積極的に目指すことが必要ではないか。開会回数が増加すれば、配分時間について検討の余地が広がるとともに、各会派が討議で取り上げるテーマについても選択の幅が広がることになる。

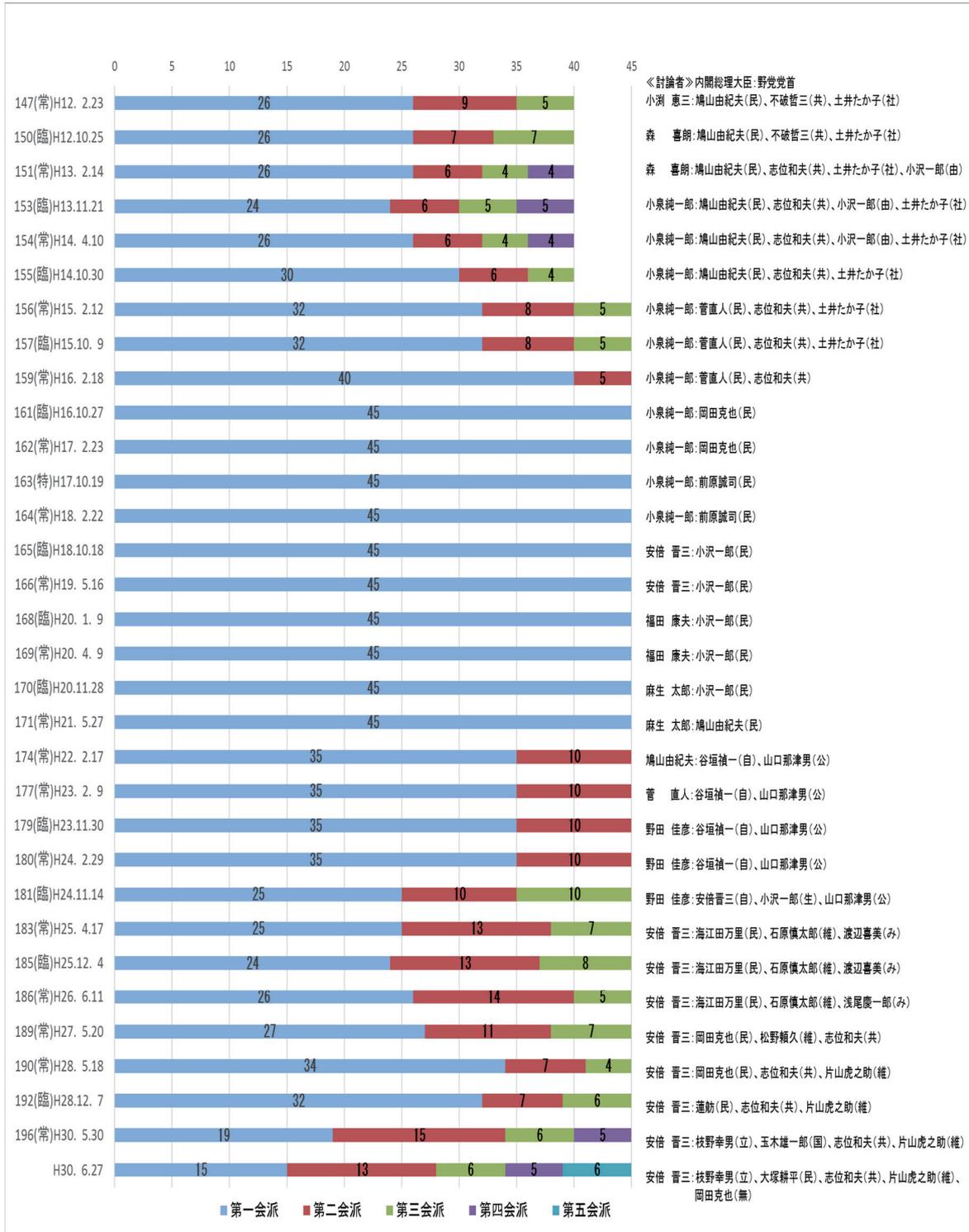
³¹ 本稿では、党首討論における配分時間が一番長い野党会派を「野党第一会派」と記す。

³² 配分時間は、各野党会派の衆参の所属議員数を基に按分し、野党間で調整するのが慣例になりつつある。

³³ 「4 党で 45 分「短すぎる」」及び「社説」『朝日新聞』、「丁々発止遠い夢」『毎日新聞』、「野党分裂時間細切れ」及び「社説」『読売新聞』、「社説」『日本経済新聞』、「社説」『東京新聞』（いずれも平 30. 5. 31）

「党首討論曲がり角」『毎日新聞』、「党首討論足りない時間」及び「社説」『読売新聞』（いずれも平 30. 6. 28）

図表2 党首討論における野党配分時間



(注1) 配分時間は、各国会の初回開会日の配分を表している(但し、第196回国会第2回討論を参考掲載)。一国会で党首討論が複数回行われた際は、2回目以降の開会時、野党間の調整等で各会派の配分時間に若干の増減が生じたことや、討論を行った会派が異なっていることがある。
(注2) 左縦軸は、国会回次(括弧内は常会、臨時会、特別会の別)と開会日を表す。
(注3) 国民民主党の会派略称について、参議院では「民」、衆議院では「国」としている。
(出所) 筆者作成

4. 党首討論の討議テーマについて

党首討論に期待されるのは、開会回数の増加のみならず、総理と野党党首との間で真摯かつ明解な政策論議が展開されることである。この点、「申合せ」では、「当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々的重要テーマについて」議論することとされており、共通のテーマを事前に設定することはなく、野党党首各々が選択したテーマを討議で取り上げている³⁴。そのため、喫緊の課題として他の委員会等で取り上げられたテーマについて討議されることも多く、配分時間が短い今日では、予算委員会の集中審議の方がより質疑時間を確保できるとして党首討論の開催に慎重論がある旨の報道もある³⁵。党首討論の存在価値を高めるためには、他の委員会審議の場との差別化を図ることが肝要になろう。ならば、喫緊の課題のみならず、今後中長期的検討を要する事柄や国民生活により身近な課題を討論の共通テーマとして取り上げる機会を設けてはどうか。一つのテーマについて、日本が目指すべき将来像を総理と野党党首が自らの言葉で語り、政策案や展望等を直接ぶつけ合うことで、それぞれの政策や理念の違いが国民に明確に示される機会になろう。さらに、討議の結果ブラッシュアップされた方向性を実際の国の政策に反映させていく、そのような大きな役割を担うことができれば、党首討論の存在価値は益々高まり、国民の関心も一層高まっていくのではないか。

5. おわりに

党首討論は、本会議や他の委員会での質疑とは異なり、総理から野党党首に逆質問ができる特別な討議であり、内閣と野党がそれぞれの政策や理念を戦わせて国民に訴える場として、双方にとって貴重な機会となり得る。同時に、政治が国民に向けて大所高所から国の将来を語る場があることは、国民にとって大変有益であろう。財政赤字、少子高齢化、年金・医療・社会保障、外交等、日本が多くの問題を抱えていることは大多数の国民の共通認識となっているが、今後この国がどう対処していくのか、すべての国民にわかりやすく示される機会は少ない。党首討論の場で、内閣と野党のトップが日本の将来への展望や政治理念について議論を交わし、国民に示していくことは、国民が各会派の主義主張を確認し、選挙直前のみならず日頃から各政党の政策に関心を持つ契機となろう。

今後、党首討論が制度導入当初の目的を全うしつつ、より国民の期待に応えるものになることを期待したい。

(はやさか ゆき)

³⁴ 「野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。」旨、申合せがなされている（前掲脚注25「申合せ」）。

³⁵ 「党首討論 野党に慎重論」『朝日新聞』（平30.5.17）